

## 1 改正後の民法における法定利率

改正法の施行により，令和2年4月1日から，法定利率は年5%から年3%に引き下げられます（改正後の民法第404条第2項）。

改正法は，法定利率を引き下げるとともに法定利率を3年ごとに見直すこととしています。具体的には，3年を1期として，期ごとに市中の金利水準を踏まえた基準割合（その算出方法は後記3で説明します。）を算出し，この基準割合が一定程度以上変動した場合には，これと連動して法定利率が変動することになります（改正後の民法第404条第3項から第5項まで）。

このため，改正法の施行（令和2年4月1日）から3年後の令和5年4月1日以降の法定利率は，3%から変動する可能性があります。

各期間における法定利率を整理すると，次のとおりです。

令和2年3月31日までの法定利率 = 年5%

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの法定利率 = 年3%

令和5年4月1日以降の法定利率 ⇒ 未確定（変動の可能性あり）

## 2 法定利率の変動の仕組み

法定利率は、各期の基準割合に応じて変動します。

施行後最初の期（令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）における基準割合は、**年0.7%**と告示されました（民法第四百四条第五項の規定に基づき令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの期における基準割合を告示する件）。

第2期（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）以降の基準割合が上記の0.7%から1%以上変動したときは、その差と同じだけ法定利率も変動します（ただし、1%未満の端数は切り捨てます。）。たとえば、第2期の基準割合が1.2%であった場合には基準割合の変動が1%未満ですので法定利率は変動しませんが、第3期（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）の基準割合が1.9%であった場合には0.7%から1%以上増加しており、その差は1.2%ですので、端数を切り捨てた1%を加算し、法定利率は年4%になります。

最初に法定利率が変動した期以降も、同様のルールに従って、基準割合がさらに1%以上変動したときは、その差と同じだけ法定利率が変動します（1%未満の端数を切り捨てることも同じです。）。たとえば、第3期の基準割合が1.9%であり、法定利率が年4%に初めて変動した場合には、その後、基準割合が1.9%から1%以上変動したときに法定利率がさらに変動することとなります。

## 3 基準割合

基準割合は、各期が始まる年の6年前の1月から前々年の12月まで、5年分（60か月分）の短期貸付の平均利率の平均値です。短期貸付の平均利率とは、各月に銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のもの）に係る利率の平均をいいます。

基準割合は、各期の初日の一年前までに、法務大臣が官報で告示することとされています（改正後の第404条第5項、民法第四百四条第三項に規定する期及び同条第五項の規定による基準割合の告示に関する省令）。このため、第2期（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）の基準割合は、令和4年3月31日までに官報で告示されます。